

仕 様 書

1 業務名 メール便配達業務

2 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 業務内容

札幌市（以下「委託者」という。）から差し出されたメール便を、受託者が委託者の指定する宛先に配達する業務

(1) 業務を行う日

業務の履行日は、次に定める日を除く全ての日とする。

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 集荷場所及び集荷時間

ア 集荷場所は以下のとおりとする。

(ア) 札幌市役所本庁舎内の文書集配センター（中央区北1条西2丁目）

(イ) 札幌市役所本庁舎内の（ア）以外の場所（中央区北1条西2丁目）

(ウ) 大通バスセンタービル（中央区南1条東1丁目）

(エ) 札幌市保健所（中央区大通西19丁目）

(オ) STV北2条ビル（中央区北2条西2丁目）

(カ) 札幌時計台ビル（中央区北1条西2丁目）

(キ) ORE札幌ビル（中央区北2条西1丁目）

(ク) 札幌市円山動物園（中央区宮ヶ丘3丁目）

(ケ) 札幌市児童福祉総合センター（中央区北7条西26丁目）

(コ) 視聴覚障がい者情報センター（中央区大通西19丁目）

イ 集荷時間は以下のとおりとする。

(ア) アの（ア）の場所については業務を行う日の16時30分

(イ) アの（イ）から（エ）までの場所については、それぞれの場所で週2回程度、業務を行う日の9時から17時までの時間内でその都度委託者が指定する。

(ウ) アの（オ）から（ク）までの場所については、それぞれの場所で月2回程度、業務を行う日の9時から17時までの時間内でその都度委託者が指定する。

ウ 集荷場所及び集荷時間については、業務の遂行上必要な場合には、委託者、受託者協議の上で追加・変更することができる。

(3) 集荷方法

ア 集荷する際は、委託者が集計する配達物の内訳を示した書類（差出票）の交付を受けること。また、実際に集荷した配達物の内訳に修正がある場合は、速やかに委託者に報告すること。

イ 配達物が大量にあり、委託者が配達区分に応じた仕分けを行う必要がある場合は、事前に委託者、受託者で協議すること。

(4) 配達対象物等

本業務での対象となるメール便は、以下のとおりとする。

ア 主たる内容品は、郵便法第4条第2項に規定する「信書」に該当しない印刷物（パンフレット、リーフレット、ポスター等）及び電磁的記録媒体（CD、DVD等）とする。ただし、郵便法第4条第3項に規定する添え状、送り状を同封することがある。

イ 1梱包の重さは1kg以内

ウ 1梱包の最大の大きさは、3辺（長さ・幅・厚さ）の合計が60cm以内で最長辺は34cm以内、厚さ2cm以内のもの。

エ 1梱包の最小の大きさは、長型3号封筒（120mm×235mm）程度とする。

オ メール便及び配達先等の管理に要するラベル類が必要な場合は、受託者の負担で調達する。なお、ラベル類の調達にあたり発送元の所属及び送付先等の印字については委託者の指示を受けて行う。印字が大量になる場合は、委託者、受託者で協議すること。

(5) 配達区分

ア 重さの違いで以下の区分に分ける。

(ア) 150gまで

(イ) 150g超～250g

(ウ) 250g超～500g

(エ) 500g超～1,000g

イ 送付先の違いで以下の区分に分ける。

(ア) 札幌市内

(イ) 北海道内（札幌市内を除く。）

(ウ) 北海道外

(6) 配達に要する日数

以下に示す日数であること。ただし、悪天候による大幅なダイヤの乱れがあった場合や、一度に集荷する配達物が大量の場合等は、可能な限り以下の日数で配達するよう努めることとし、遅れが生じる場合は、事前に委託者、受託者が協議し、配達に要する日数を確認すること。

ア 北海道内 発送日から3日以内

イ 北海道外 発送日から5日以内

※ただし、離島（北海道、本州、九州、四国、沖縄本島以外の島）は除く。

(7) 配達

ア メール便は、受託者が配達先の郵便受け等に投函したときに配達されたものとする。

イ 受託者は配達先が不明の場合は、直ちに当該メール便を委託者に返却しなければならない。

ウ 受託者はメール便の配達に当たっては汚損、破損、滅失等を防止するよう努めなければならない。

(8) 集計（月報）

受託者は、毎月の差出内容について、数量及びその内訳等を委託者に報告しなければならない。なお、報告書の様式及び報告の方法については、委託者、受託者協議の上定めるものとする。

4 送付予定数量

別表のとおり。なお、記載した予定数量は本業務の履行についての最低送付数を保証するものではない。

5 その他

- (1) 集荷時に必要な書類等については、委託者、受託者協議の上定めるものとする。
- (2) 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、やむを得ない事情により、集荷後、配達先までの間に他の事業者へ配達業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- (3) 本仕様に記載のなき事項又は疑義が生じた場合には、委託者、受託者協議の上定めるものとする。
- (4) 受託者は、業務の履行につき本仕様の内容を熟知した者を派遣し、常に円滑な推進に努め、業務の停滞や混乱等が起こらないようにしなければならない。

別表

予定数量

区 分	150 g まで	250 g まで	500 g まで	1 kg まで
札幌市内	128,600 通	30,200 通	26,400 通	9,000 通
北海道内	4,200 通	700 通	300 通	300 通
北海道外	2,500 通	600 通	400 通	300 通